

ID: 8

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	印鑑登録証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町印鑑条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第15号		
<p><b>【根拠条文】</b> (印鑑登録証の再交付) 第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、当該印鑑登録証を添え、印鑑登録証再交付申請書を提出して、町長に対し印鑑登録証の交付を申請することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して直接に印鑑登録証を交付する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日